

霞台厚生施設組合地域  
循環型社会形成推進地域計画

平成 27 年 12 月 18 日

(変更 平成 29 年 2 月 1 日)

(変更 平成 29 年 12 月 27 日)

(変更 平成 30 年 11 月 21 日)

(変更 令和元年 11 月 15 日)

(変更 令和 2 年 3 月 23 日)

(変更 令和 3 年 3 月 31 日)

霞台厚生施設組合

石岡市

小美玉市

かすみがうら市

茨城町

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	5
4	計画のフォローアップと事後評価	10
	様式 1～3	13
	参考資料様式 1、2、6	17
	添付資料 1～4	20

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名：石岡市、小美玉市、かすみがうら市及び茨城町（以降「4市町」と示す。）

面積：638.90km<sup>2</sup>（湖沼面積50.64 km<sup>2</sup>含む）

人口：207,490人（平成27年度4月1日人口）

表1 対象地域の内訳

市町名	石岡市	小美玉市	かすみがうら市	茨城町	計
面積（km <sup>2</sup> ）	215.62	145.03	156.61	121.64	638.90
人口（人）	77,819	52,690	43,372	33,609	207,490

出典：市町面積は平成26年度固定資産の価格等の概要調査、湖沼面積は平成26年全国都道府県市区町村別面積調、人口は茨城県町丁字別人口調査平成27年4月1日より

### (2) 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5ヵ年間の計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

霞台厚生施設組合地域（以降、「本地域」と示す。）は首都東京より概ね70km～100km圏、茨城県のほぼ中央に位置している。本地域は関東平野特有の平坦な地形で構成され、西部から北部にかけて筑波山系が連なり、そこからなだらかな丘陵地が広がり、北部は県都水戸市に南部は日本第二の湖である霞ヶ浦に隣接している。常磐自動車道、国道6号、JR常磐線が位置し交通の利便性が良く、自然環境にも恵まれていることから宅地開発や郊外型の商業施設の進出等、都市化が進展している地域である。

本地域においては、茨城美野里環境組合（小美玉市美野里地区、茨城町）、霞台厚生施設組合（石岡市石岡地区、小美玉市小川地区及び玉里地区）、新治地方広域事務組合（石岡市八郷地区、かすみがうら市）の3組合でそれぞれごみ処理を行ってきた。

人口減少並びにごみの発生抑制、再使用、資源化（以降「3R」と示す。）の推進に伴い、4市町が中間処理・最終処分する一般廃棄物の発生量が減少することが見込まれていることを踏まえて、安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築を進めていく必要がある。

また、市町単位ではなく広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化も含め、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく必要がある。

広域化推進の高まりを受けて、4市町では、現有処理施設の老朽度合いや、市町村

合併に伴い1つの市が2つの組合に属する体制となっており、行政のスリム化、経費削減が課題となっている。

こうしたことから安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築を目指して、管内に所在する3施設を集約化し、共同で廃棄物処理施設を整備することとした。

4市町が連携・協力して広域処理することにより、3R、ごみ処理経費の削減、廃棄物処理システムの強靱化を推進するものである。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

茨城県は、「ごみ処理広域化の指針」を策定し、県内を10ブロックに区分し広域処理を推進しており、4市町は、県の広域化計画ブロックの中で第4ブロックに位置づけられている。これを踏まえ4市町で広域ごみ処理施設の整備を推進するものである。

なお、広域ごみ処理施設の整備、運営については霞台厚生施設組合（以降、「本組合」と示す。）が行う計画である。

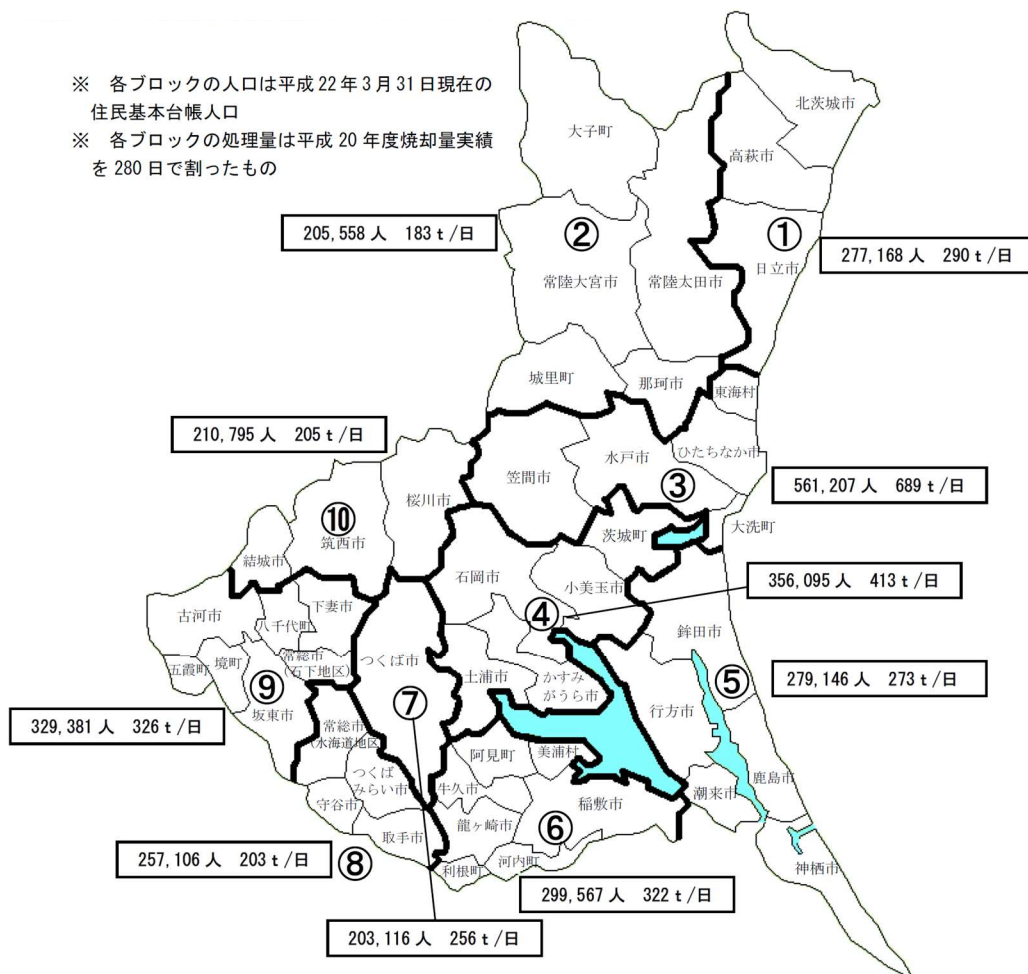


図1 茨城県のごみ処理広域化ブロック

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 25 年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図 2 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、71,649 t/年であり、再生利用される総資源化量は 14,289t/年、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）÷（ごみの総処理量＋集団回収量））は 19.9%である。

また、中間処理による減量化量は 52,631t/年であり、集団回収量を除いた排出量の 74.5%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 6.7%に当たる 4,729t/年が埋立処分されている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 60,127t/年（粗大ごみ処理施設からの可燃物含む）である。焼却施設では、ごみ焼却により発生する熱によって、給湯など場内利用及び場外の福祉施設等で有効利用されている。

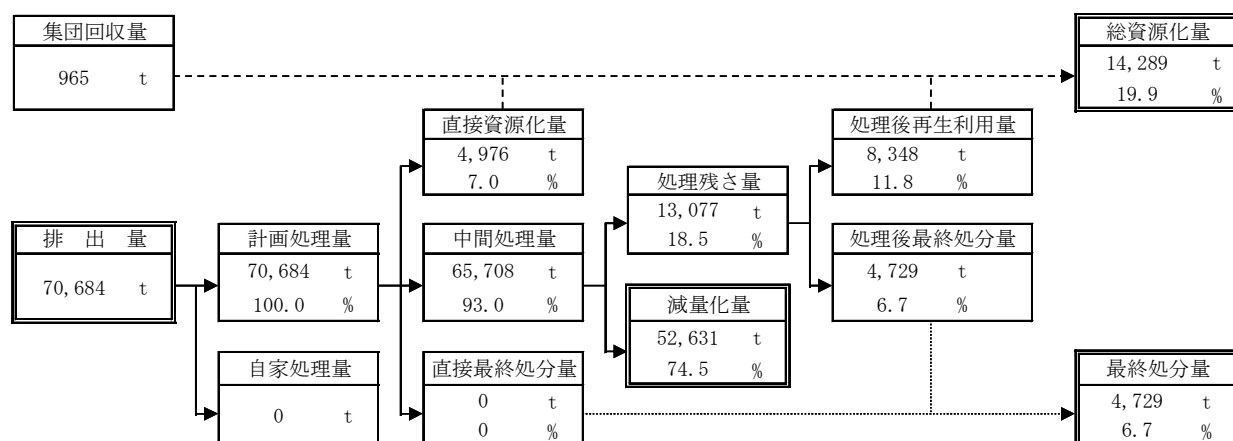


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 25 年度）

※端数処理の関係で合計が合わない場合がある

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいく。

参考として、添付資料1、2に一般廃棄物等の処理の現状と目標のトレンドグラフを添付する。

目標年次の令和3年度のごみの排出、処理状況は図3に示すとおりである。

排出量は、集団回収を含め、60,534t/年であり、再生される総資源化量は14,997t/年となり、リサイクル率は24.8%となる計画である。

中間処理による減量化量は42,086t/年であり、集団回収を除いた排出量の70.5%が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の5.8%に当たる3,451t/年が埋立処分される計画となる。中間処理量52,121t/年のうち、焼却量は50,088t/年であり、集団回収を除いた排出量の約84%にあたる。

表2 減量化・再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成25年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和3年度)
排 出 量	事業系総排出量	19,248 トン	15,956 トン ( -17.1 %)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.0 トン/事業所	1.8 トン/事業所( -10.0 %)
	生活系総排出量	51,436 トン	43,714 トン ( -15.0 %)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	228 kg/人	190 kg/人 ( -16.7 %)
合 計 排出量合計		70,684 トン	59,670 トン ( -15.6 %)
再生利用量	直接資源化量	4,976 トン ( 7.0 %)	7,549 トン ( 12.7 %)
	総資源化量	14,289 トン ( 19.9 %)	14,997 トン ( 24.8 %)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	-	14,300 MWh
		-	- GJ
減 量 化 量	中間処理による減量化量	52,631 トン ( 74.5 %)	42,086 トン ( 70.5 %)
最終処分量	埋立最終処分量	4,729 トン ( 6.7 %)	3,451 トン ( 5.8 %)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)={(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)}/(事業所数)

事業所数は、「平成24年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計」に基づく

※3 (1人当たりの排出量)={(生活系ごみの総排出量)-(生活系ごみの資源ごみ量)}/(人口)

《用語の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エ ネ ル ギ ー 回 収 量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]及び熱利用量[単位:GJ]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量[単位:トン]

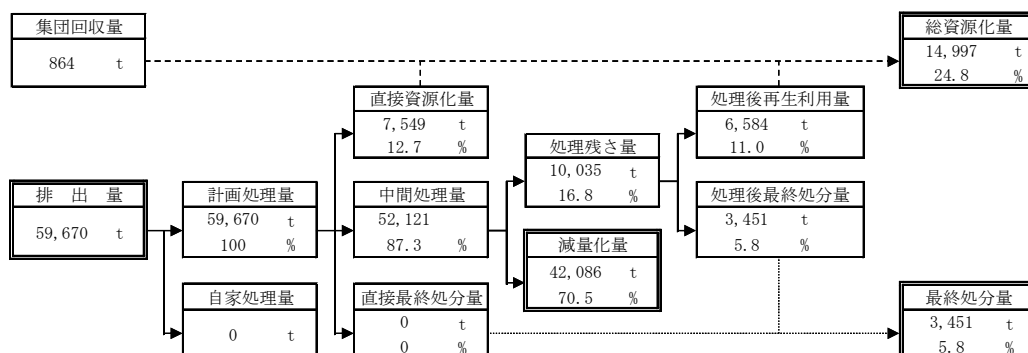


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和3年度）

※端数処理の関係で合計が合わない場合がある

### 3 施策の内容

4市町では、各市町が作成した一般廃棄物処理基本計画を指針として、ごみの3Rを推進する。次に主要な取組みを示す。4市町がすべての取組みを実施するものではなく各市町の情勢に応じて、個別にあるいは協働・連携して実施するものとする。

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア 有料化

- ・生活系ごみの有料化については、4市町によるごみ処理広域化及びさらなる3Rの取組みによるごみ排出量削減効果を検証しながら、地域実情を踏まえ将来的には有料化も含めた適正な受益者負担の検討を進める。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

###### ① 環境教育

- ・小・中学校での環境学習を推進する。
- ・教材や副読本の作成と、それらを生かした授業カリキュラムの検討を行う。
- ・組合の新広域ごみ処理施設の見学会等を実施し、資源循環に関する意識の高揚を図る。
- ・小・中学生や住民向けにごみの発生抑制、再資源化をテーマにした学習会、親子で参加するリサイクル体験教室等の開催により実体験を通じた意識啓発を図る。
- ・環境省が推進するこどもエコクラブや民間事業者が行っている体験型学習等との連携を図り身近な取組みを実践促進する。
- ・住民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設ける。
- ・職員による出前講座、説明会を開催する。
- ・地域の祭りなどの集客力あるイベントにおいて、ボランティア団体と協力しフリーマーケットの開催やリサイクルの材料を使った物作り・展示販売やごみ分別に関するゲーム企画に取り組む。
- ・民間事業者と共同でキャンペーン等を推進する。

###### ② 普及啓発

- ・住民・事業者に率先して発生抑制資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取組みとして広報紙、ホームページ、説明会などによって情報を提供する。
- ・環境省、経済産業省、茨城県及び関係機関が発信する情報を集約整理し住民にわかりやすく提供する。
- ・地域住民の参加を促進するため、地域におけるマナーアップ運動（ごみ拾い）などの取組みに応じた情報提供を行う。
- ・エコマーク商品、グリーンマーク商品及び市町の取組みにより再生品として生まれ変わった商品をホームページ等に掲載し、住民への周知を図る。

- ・転入者、集合住宅の居住者に対してもごみの排出方法や分別ルールを守り、地域の活動に参加するよう情報提供により周知を徹底する。
- ・住民のごみ発生抑制や分別意識の向上のため、ごみの積極的に行っている家庭や市町民団体等を地域モデルとして紹介することを検討する。
- ・資源化率を向上するためごみ分別が適正に図られるよう、分別ガイド等の見直しを検討するとともに、広報等への掲載を行う。
- ・地域ごとの特性を踏まえた行動促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び提供を行い、住民が実践しやすいものから取り組んでもらえるよう働きかける。また、自治会、区長会等の既存ネットワークを利用した取組みを推進する。
- ・電子メール等で地域における活動に関する情報やごみの発生抑制や資源化に関するアイデアを募集しホームページ等で紹介する。
- ・不要品の情報交換機会を設け、住民間の不要品の再使用を促進する。
- ・住民・事業者・行政が相互に連携して取り組む体制を構築するために、それぞれの活動に関する情報交換及び協働による行動を実践し、三者の交流機会を創出する。
- ・エコショップの認定、周知により再生品の普及・使用拡大を図る。
- ・野焼き禁止の周知を図る。
- ・高齢者を対象とした、ごみ出し支援サービスの検討を行う。

### ③ 助成等

- ・資源物を地域の団体、市民団体等が集団回収した場合に補助金等を交付するなどして活動の支援を検討する。
- ・生ごみ堆肥化を促進するため、生ごみ処理器等を設置した場合に補助金を交付するなどして活動の支援を検討する。

## ウ マイバック運動・レジ袋対策

本地域において、マイバック、買物かご利用促進運動、再生資源をした製品の利用、資源の店頭回収、事業所内で発生するごみ分別・資源化、生ごみの堆肥化等事業に取り組む事業者について紹介し、住民の理解と協力を呼びかける。

## エ 資源物のリサイクル

資源の分別収集の継続、分別の徹底を推進する。

## オ 事業者のごみ発生抑制・資源化

- ・市町は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売などに積極的に取り組むよう協力を求める。
- ・発生抑制・資源化啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い事業者の意識啓発を図る。
- ・住民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場を提供するなど、活動を支援する。



## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

- ・分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。
- ・可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物（紙類、布類、缶類、金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装）、蛍光灯等に分別している。
- ・ごみ処理広域化を推進する過程で、排出方法や分別区分方法等の一元化を図る計画である。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

- ・今後とも生活系ごみの分別区分に準じて、処理・処分を行う。
- ・事業系ごみに関しては郊外型の商業施設、外食産業の進出、企業の誘致等により増加する懸念があるため、3（1）オで示した事業系ごみの発生抑制・資源化の施策を推進するとともに、適正な費用負担や新ごみ処理施設における搬入時の分別・資源化の指導等によりごみ量の削減を図る。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では産業廃棄物の処理は行っておらず、将来的にも対応予定はない。

### エ 今後の処理体制の要点

- ◇紙類の分別徹底、資源化を徹底する。分別が徹底されずごみとして排出されている雑紙（広告、チラシ等）の分別を徹底する。また、紙パック、紙製容器包装の分別収集の本地域全域への拡大について調整を図る。
- ◇布類に関しては石岡市（八郷地区）、かすみがうら市で分別が実施されており、本地域全域に拡大することについて協議・調整する。
- ◇プラスチック製容器包装に関しては石岡市（八郷地区）、かすみがうら市で分別が実施されているが、本地域全域の取り組みとするかについて協議・調整する。
- ◇不燃ごみについてはガラス、陶磁器類として資源化できる金属類を含めないよう分別を徹底する。
- ◇小型家電品に関しては缶類、金属類と合わせて収集するなどして資源化を推進する。
- ◇可燃ごみ及び不燃ごみ、粗大ごみを破砕選別した後に回収される可燃残渣は新たに建設する新広域ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）で処理し、余熱はごみ発電や温水などに利用し、省資源及び温室効果ガスの削減に寄与する。
- ◇焼却残渣については、資源化システムの導入、あるいは民間活用により可能な限り資源化を図り、最終処分量の削減に努める。

表3 本地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H25年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	収集量(t)
可燃ごみ	焼却(熱回収)	【ごみ焼却施設】 ○茨城美野里環境組合クリーンセンター ○霞台厚生施設組合環境センター ○新治地方広域事務組合環境クリーンセンター  焼却残渣は一部を熔融処理後資源化し、その他は埋立処分	44,249
不燃ごみ	○ガラス類 ○陶磁器類 破碎選別	【不燃物処理施設】 ○茨城美野里環境組合クリーンセンター ○霞台厚生施設組合環境センター ○新治地方広域事務組合環境クリーンセンター  可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理 不燃残渣は一部を熔融処理後資源化し、その他は埋立処分 小型家電はピックアップし資源化	2,708
粗大ごみ	○可燃性粗大 ○不燃性粗大 破碎選別	【不燃物処理施設】 ○茨城美野里環境組合クリーンセンター ○霞台厚生施設組合環境センター ○新治地方広域事務組合環境クリーンセンター  可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理 不燃残渣は一部を熔融処理後資源化し、その他は埋立処分	1,159
資源物	○紙類 ○びん類 ○ペットボトル ○プラスチック類 ○高分子ごみ ○その他(蛍光灯、電球、乾電池)	【不燃物処理施設、ペットボトル圧縮梱包施設、保管施設】 ○茨城美野里環境組合クリーンセンター ○霞台厚生施設組合環境センター ○新治地方広域事務組合環境クリーンセンター  資源物は保管選別後、あるいは直接資源化 ペットボトルは圧縮梱包後、資源化 蛍光灯、電球、乾電池等は、資源化あるいは埋立処分	3,320
集団回収	—	—	965
計	—	—	52,401

注:表中の数値は事業系ごみ除く



今 後 (R3年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	収集量(t)
可燃ごみ	焼却(熱回収、発電等)	【エネルギー回収型廃棄物処理施設】 ○霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設  焼却残渣は一部を熔融処理後資源化し、その他は埋立処分	35,665
不燃ごみ	○ガラス類 ○陶磁器類 破碎選別	【マテリアルリサイクル推進施設】 ○霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設  可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理 不燃残渣は一部を熔融処理後資源化し、その他は埋立処分 小型家電はピックアップし資源化	1,106
粗大ごみ	○可燃性粗大 ○不燃性粗大 破碎選別	【マテリアルリサイクル推進施設】 ○霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設  可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理 不燃残渣は一部を熔融処理後資源化し、その他は埋立処分	971
資源物	○紙類 ○びん類 ○ペットボトル ○プラスチック類 ○高分子ごみ ○その他(蛍光灯、電球、乾電池)	【マテリアルリサイクル推進施設】 ○霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設  資源物は保管選別後、あるいは直接資源化 ペットボトルは圧縮梱包後、資源化 蛍光灯、電球、乾電池等は、資源化あるいは埋立処分	5,971
集団回収	—	—	864
計	—	—	44,577

注:表中の数値は事業系ごみ除く

### (3) 処理施設の整備

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備事業	215 t /日	小美玉市高崎 1824-2	H29～R3
2	マテリアルリサイクル推進施設	霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備事業	22 t /日	小美玉市高崎 1824-2	H29～R3

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収、有効利用の促進

事業番号2 既存施設の老朽化、処理の集約、資源の有効利用の促進

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表5のとおり、計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	事業番号1 エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に係る事業		
	施設整備基本計画作成事業	施設整備基本計画作成	H28
	PFI等導入可能性調査事業	PFI等導入可能性調査	H28
	測量調査事業	測量調査	H28
	地質調査事業	地質調査	H28
	土壌汚染調査事業	土壌汚染調査	H28
	生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H28～H29
	事業者選定事業	事業者選定	H28～H29
32	事業番号2 マテリアルリサイクル推進施設の整備に係る事業		
	施設整備基本計画作成事業	施設整備基本計画作成	H28
	PFI等導入可能性調査事業	PFI等導入可能性調査	H28
	測量調査事業	測量調査	H28
	地質調査事業	地質調査	H28
	土壌汚染調査事業	土壌汚染調査	H28
	生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H28～H29
	事業者選定事業	事業者選定	H28～H29

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 再生利用品の需要拡大事業

- ・本地域で回収した資源物に関しては、資源化を前提として民間事業者売却あるいは処理を委託する。
- ・住民については再生品や再生資源を利用した商品の需要拡大をPRするとともに、事業者に対してもそうした商品の品ぞろえの充実や住民に対する周知について協力を求める。
- ・焼却残渣については、資源化システムの導入あるいは民間活用により資源化するとともに流通ルートの確保に努める。

### イ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）への対応

- ・本地域では、家電リサイクル法に対する周知を推進するとともに、同法に基づく民間主体のリサイクルルートによる資源化を促進する。
- ・また小型家電品については、小型家電リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用を図るため、マテリアルリサイクル推進施設等におけるピックアップ方式等による回収及び資源化を推進する。

### ウ 不法投棄対策

ごみのポイ捨てや不法投棄等については、茨城県及び4市町で連携を保ちながら、住民への意識啓発に努めるとともに監視員によるパトロールの強化など不法投棄の防止対策を推進していく。

### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

- ・組合構成市町が令和2年3月に策定する災害廃棄物処理計画を踏まえ、組合県内で発生する災害廃棄物の処理体制の整備を図る。組合構成市町は地域防災計画、災害廃棄物処理計画等の内容を確実に推進するため体制構築に努める。また、災害時に発生する災害廃棄物の広域的処理体制を確保するため、県内外の自治体との連携体制の構築を図る。仮置場については、各市町の公有地を中心に確保する。
- ・地域だけでは対応が困難になることが考えられるため、県、周辺市町村及び民間事業者等との連携を図り、緊急時の円滑な協力・処理体制を確保する。「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時応援協定」に基づき、関係機関等と連携を図りながら収集、運搬、処理、処分等を迅速に行うための処理体制を構築する。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

本組合及び4市町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び茨城県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

- 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- 参考資料様式 1 施設概要（リサイクル施設系）
- 参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）
- 参考資料様式 6 計画支援概要
- 添付資料 1 ごみ排出量と原単位の推移
- 添付資料 2 総資源化量および最終処分量と人口の推移
- 添付資料 3 対象地域図
- 添付資料 4 現有施設の概要

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 27 年度)

1. 地域の概要

(1) 地域名	霞台厚生施設組合地域	(2) 地域内人口	207,490人	(3) 地域内面積	638.45km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町、茨城美野里環境組合、霞台厚生施設組合、新治地方広域事務組合	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合が含まれる場合、当該組合の状況	組合：茨城美野里環境組合 構成：小美玉市、茨城町 設立年月日：昭和46年4月6日	組合：霞台厚生施設組合 構成：石岡市、小美玉市 設立年月日：昭和47年10月31日	組合：新治地方広域事務組合 構成：石岡市、かすみがうら市、土浦市 設立年月日：昭和49年6月19日		

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標 (割合)
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	令和3年度 平成25年度比
排出量	事業系 総排出量(トン)	17,100	16,588	17,051	16,877	19,248	15,956 (-17.1 %)
	1事業所あたりの排出量(トン/事業所)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.8 (-10.0 %)
	生活系 総排出量(トン)	49,873	50,112	51,811	51,567	51,436	43,714 (-15.0 %)
	1人あたりの排出量(kg/人)	227	230	240	241	228	190 (-16.7 %)
	合計 事業系生活系排出量合計(トン)	66,974	66,700	68,862	68,444	70,684	59,670 (-15.6 %)
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,929 ( 4.3 %)	4,930 ( 7.3 %)	5,148 ( 7.4 %)	5,025 ( 7.2 %)	4,976 ( 7.0 %)	7,549 ( 12.7 %)
	総資源化量(トン)	11,379 ( 16.8 %)	12,293 ( 18.2 %)	13,998 ( 20.1 %)	13,526 ( 19.5 %)	14,289 ( 19.9 %)	14,997 ( 24.8 %)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	14,300
減量化量	減量化量(中間処理後の差 トン)	51,926 ( 76.5 %)	51,041 ( 75.6 %)	51,360 ( 73.6 %)	51,320 ( 74.0 %)	52,631 ( 74.5 %)	42,086 ( 70.5 %)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	4,550 ( 6.7 %)	4,178 ( 6.2 %)	4,391 ( 6.3 %)	4,494 ( 6.5 %)	4,729 ( 6.7 %)	3,451 ( 5.8 %)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料1～2)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
ごみ焼却施設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	茨城美野里環境組合	全連続式、ストーカ式	105t/日	S61.3	R3.3廃止予定	R4.4～R6.3	
ごみ焼却施設	霞台厚生施設組合 環境センター	霞台厚生施設組合	全連続式、ストーカ式	126t/日	H6.3	R3.3廃止予定	R5.4～R7.3	
ごみ焼却施設	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	全連続式、ストーカ式	120t/日	H7.3	R3.3廃止予定	R3.4～R5.3	
不燃物処理施設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	茨城美野里環境組合	破碎、選別	30t/日	S61.3	R3.3廃止予定	R4.4～R6.3	
不燃物処理施設	霞台厚生施設組合 環境センター	霞台厚生施設組合	破碎、選別	30t/日	H7.3	R3.3廃止予定	R5.4～R7.3	
不燃物処理施設	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	破碎、選別	30t/日	H7.3	R3.3廃止予定	R3.4～R5.3	
ペットボトル圧縮梱包施設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	茨城美野里環境組合	圧縮梱包	200kg/h	H12.3	R3.3廃止予定	R4.4～R6.3	
ペットボトル圧縮梱包施設	霞台厚生施設 環境センター	霞台厚生施設組合	圧縮梱包	300kg/h	H11.3	R3.3廃止予定	R5.4～R7.3	
ペットボトル圧縮梱包施設	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	圧縮梱包	300kg/h	H11.10	R3.3廃止予定	R3.4～R5.3	
保管施設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	茨城美野里環境組合	一次保管	973㎡	H10.3 (H12.3増設)	-	-	
保管施設	霞台厚生施設組合 環境センター	霞台厚生施設組合	一次保管	1,950㎡	H9.3	-	-	
保管施設	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	一次保管	1,794㎡	H7.3	R3.3廃止予定	R3.4～R5.3	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	備考
ごみ焼却施設	霞台厚生施設組合 クリーンセンター	霞台厚生施設組合(施設整備) かすみがうら市(解体工事)	全連続式、ストーカ式	215t/日	R3.4	広域処理のため新設	有 新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	R3.4～ R5.3	新治地方広域事務組合環境ク リーンセンター解体事業(事業 主体:かすみがうら市)と一体と して霞台厚生施設組合ク リーンセンターを整備。
リサイクルセンター	霞台厚生施設組合 クリーンセンター	霞台厚生施設組合	破碎、選別	22t/日	R3.4	広域処理のため新設	-	-	
ストックヤード	霞台厚生施設組合 クリーンセンター	霞台厚生施設組合	一次保管	150㎡	R8.3	広域処理のため、及び資源 化推進のため新設	霞台厚生施設組合 環境センター	R5.4～ R7.3	
サテライトセンター	霞台厚生施設組合 クリーンセンター	霞台厚生施設組合	一次保管	100㎡	R7.3	広域処理のため、及び資源 化推進のため新設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	R4.4～ R6.3	



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（令和 1 年度）

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		事業費(千円)					補助対象事業費(千円)					備考		
				単位	開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度		令和 2年度	
○エネルギー回収推進施設等に関する事業								14,626,320	0	80,587	663,296	5,845,066	8,037,371	13,517,172	0	0	566,187	5,706,671	7,244,314	施工監理 含む
	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	1	震台厚生施設組合	215	t/日	H29	R2	14,626,320	0	80,587	663,296	5,845,066	8,037,371	13,517,172	0	0	566,187	5,706,671	7,244,314	
○マテリアルリサイクル推進施設等に関する事業								2,506,552	0	5,813	184,924	741,264	1,574,551	2,459,877	0	0	173,734	733,127	1,553,016	施工監理 含む
	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	2	震台厚生施設組合	22	t/日	H29	R2	2,506,552	0	5,813	184,924	741,264	1,574,551	2,459,877	0	0	173,734	733,127	1,553,016	
○施設整備に関する計画支援に関する事業								161,557	146,000	15,557	0	0	0	149,947	135,094	14,853	0	0	0	
	エネルギー回収型廃棄物処理施設等整備事業(事業番号1及び2)に係る計画支援事業	31	震台厚生施設組合	-	-	H28	H29	161,557	146,000	15,557	0	0	0	149,947	135,094	14,853	0	0	0	
合計								17,294,429	146,000	101,957	848,220	6,586,330	9,611,922	16,126,996	135,094	14,853	739,921	6,439,798	8,797,330	

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	有料化	有料化を含めた費用負担の 検討	構成市町 組合		継続		有料化(検討)					
	12	環境教育、普及 啓発、助成	環境学習の推進、広報、ホー ムページ、説明会等での啓 発、集団回収等への助成	構成市町 組合		継続		環境教育、普及啓発、助成					
	13	マイバッグ運動、 レジ袋対策	マイバッグ、買物ご利用促 進を図る店舗などのPR	構成市町 組合		継続		マイバッグ運動、レジ袋対策					
	14	資源リサイクル	分別収集の徹底	構成市町 組合		継続		資源リサイクル					関連 事業2
	15	事業者ごみ対策	事業者への指導徹底	構成市町 組合		継続		実施					
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	紙類の分別徹底	雑紙の分別徹底、紙バック、 紙製容器包装の分別拡大に 向けた調整	構成市町 組合		継続		紙類の分別徹底					関連 事業2
	22	布類の資源化、 プラスチック製容 器包装の資源化	布類、プラスチック製容器包装 の分別拡大に向けた調整	構成市町 組合		継続		布類、プラスチック製 容器包装の分別区域 拡大に向けた調整	実施				関連 事業2
	23	金属類の分別徹 底	不燃ごみ中の金属類の分別 の拡大及び分別徹底	構成市町 組合		継続		金属類の分別徹底					関連 事業2
	24	小型家電品の分 別徹底	小型家電品の分別徹底	構成市町 組合		継続		小型家電品の分別徹底					関連 事業2
処理施設の 整備に関す るもの	1	エネルギー回収 型廃棄物処理施 設整備事業	エネルギー回収型廃棄物処 理施設を整備する。	組合	H29	R2	○		建設				
	2	マテリアルサイ クル推進施設整 備事業	マテリアルリサイクル推進施 設を整備する。	組合	H29	R2	○		建設				関連 事業 21～ 24
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	事業番号1に係 る計画支援事 業	施設整備基本計画作成事業、 PFI等導入可能性調査事業、 測量調査事業、地質調査事 業、土壌汚染調査事業、生活 環境影響調査事業、事業者選 定事業等	組合	H28	H29	○	計画支援				関連 事業1	
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	32	事業番号2に係 る計画支援事 業	施設整備基本計画作成事業、 PFI等導入可能性調査事業、 測量調査事業、地質調査事 業、土壌汚染調査事業、生活 環境影響調査事業、事業者選 定事業等	組合	H28	H29	○	計画支援				関連 事業2	
その他	41	再生利用品の需 要拡大事業	回収した資源物、焼却残渣の 需要拡大	構成市町 組合		継続		再生利用品の需要拡大					
	42	家電リサイクル法 への対応	家電リサイクル法及び小型家 電リサイクル法に基づくサイ クルのPR	構成市町 組合		継続		普及啓発					
	43	不法投棄対策	4市町によるパトロールの強 化等	構成市町 組合		継続		パトロールの強化					
	44	災害時の廃棄物 処理	協定に基づく処理体制の構築	構成市町 組合		継続		災害時の廃棄物処理					

【参考資料様式1】

施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)
(3) 工期	平成29年度から令和2年度
(4) 施設規模	処理能力 22t/日
(5) 形式及び処理方式	破碎・選別、圧縮梱包
(6) 地域計画内の役割	既存施設老朽化への対応、処理の集約、資源物の有効利用の推進
(7) 廃焼却施設の 解体工事の有無	無
(8) 事業計画額	2,506,552千円

## 施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合
(2) 施設名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設
(3) 工期	平成29年度から令和2年度
(4) 施設規模	処理能力 215t/日
(5) 形式及び処理方式	焼却(ストーカ式)
(6) 余熱利用の計画	1.発電の有無 有 ( 発電効率 15%以上) 2.熱回収の有無 有 ( エネルギー回収率 15%以上 )
(7) 地域計画内の役割	既存施設老朽化への対応、エネルギーの高効率回収 及び有効利用の推進
(8) 廃焼却施設の 解体工事の有無	無
(9) スラッグの利用計画	民間委託による焼却残渣のリサイクル
(10) 事業計画額	14,626,320千円

## 計画支援概要

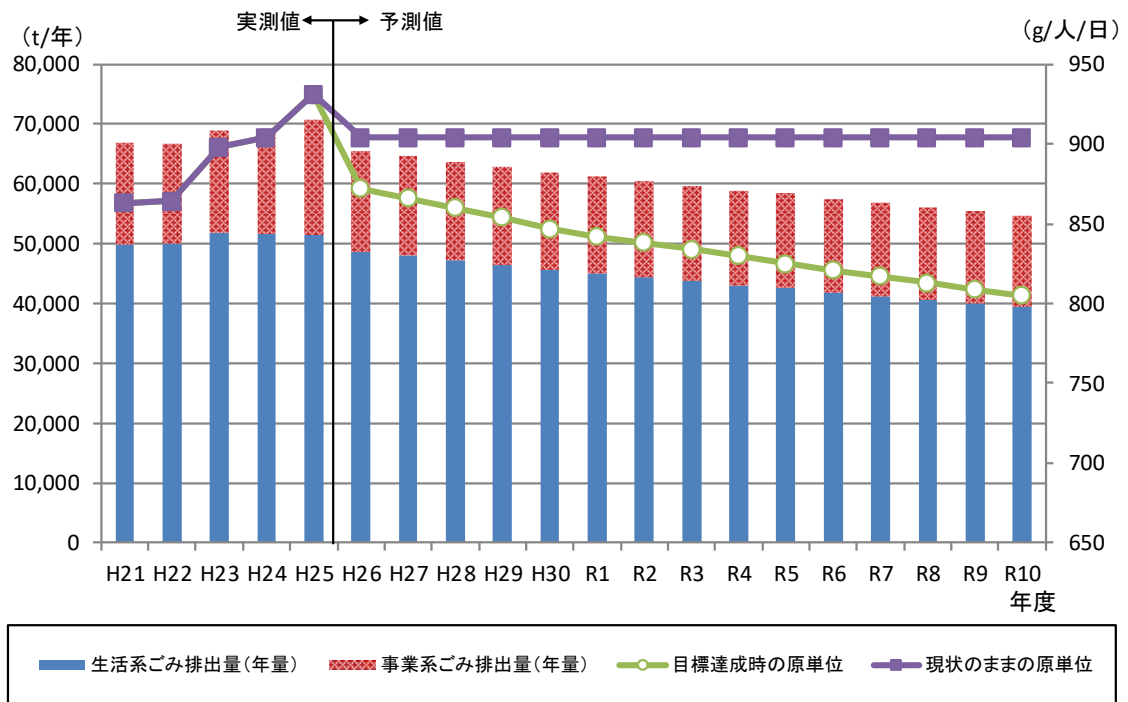
都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため
(3) 事業名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設等事業等(事業番号1)に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成28年度～平成29年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画作成事業、PFI等導入可能性調査事業、測量調査事業、地質調査事業、土壌汚染調査事業、生活環境影響調査事業、事業者選定事業等
(6) 事業計画額	161,557千円

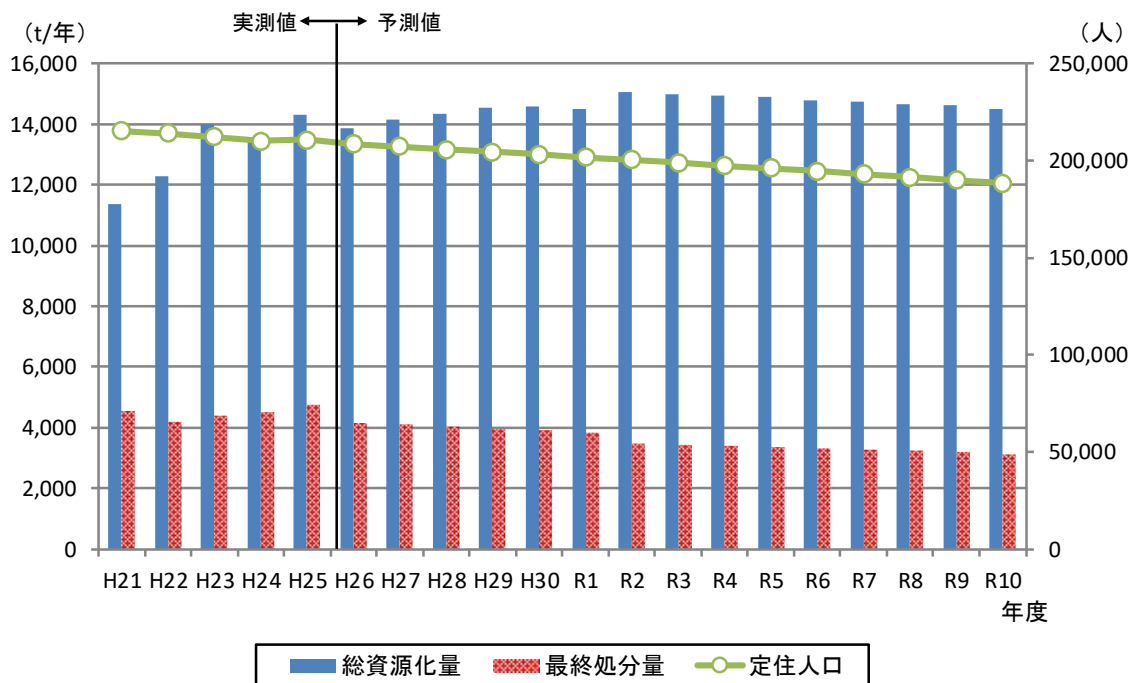
(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため
(3) 事業名称	マテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号2)に係る計画支援事業
(4) 事業期間	平成28年度～平成29年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画作成事業、PFI等導入可能性調査事業、測量調査事業、地質調査事業、土壌汚染調査事業、生活環境影響調査事業、事業者選定事業等
(6) 事業計画額	エネルギー回収型廃棄物処理施設等事業等(事業番号1)に係る計画支援事業を含む

## 添付資料補足グラフ

添付資料1 ごみ排出量と原単位の推移



添付資料2 総資源化量及び最終処分量と人口の推移



添付資料 3 対象地域図

茨城美野里環境組合クリーンセンター

- ごみ焼却施設
- 不燃物処理施設
- ペットボトル圧縮梱包施設
- 保管施設



新治地方広域事務組合環境センター

- ごみ焼却施設
- 不燃物処理施設
- ペットボトル圧縮梱包施設
- 保管施設

霞台厚生施設組合環境センター

- ◆【既存施設】
- ごみ焼却施設
- 不燃物処理施設
- ペットボトル圧縮梱包施設
- 保管施設
- ◆【新広域ごみ処理施設建設候補地】
- エネルギー回収型廃棄物処理施設
- マテリアルリサイクル推進施設

添付資料 4 現有施設の概要

組合名 項目	茨城美野里環境組合	霞台厚生施設組合	新治地方広域事務組合
施設名	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	霞台厚生施設組合 環境センター	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター
所在地	小美玉市堅倉 1725 番地 2	○ごみ焼却施設、不燃物 処理施設：小美玉市高崎 1824 番地 2 ○保管施設：小美玉市 高崎 1824 番地 352	かすみがうら市上佐谷 31-1
1.ごみ焼却施設			
処理能力	105 t / 24 h (52.5 t / 24 h × 2 基)	126 t / 16 h ※ (63 t / 16 h × 2 基) ※ダイオキシン類削減 対策として 1 炉 24 時間 運転を行っている。	120 t / 16 h (60 t / 16 h × 2 基)
処理方式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式
竣工	昭和 61 年 3 月	平成 6 年 3 月	平成 7 年 3 月
2.不燃物処理施設			
処理能力	30 t / 5 h	30 t / 5 h	30 t / 5 h
処理方式	破碎、選別	破碎、選別	破碎、選別
竣工	昭和 61 年 3 月	平成 7 年 3 月	平成 7 年 3 月
3.ペットボトル圧縮梱包施設			
処理能力	200kg/h	300kg/h	300kg/h
処理方式	全自動	全自動	全自動
竣工	平成 12 年 3 月	平成 11 年 3 月	平成 11 年 10 月
4.保管施設			
処理能力	972.65m <sup>2</sup>	1,950m <sup>2</sup>	1,794m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
竣工	平成 10 年 3 月 (平成 12 年 3 月増設)	平成 9 年 3 月	平成 7 年 3 月
5.最終処分			
処分方法	埋立処分	資源化（溶融処理）	資源化（溶融処理） 又は埋立処分
処分場の 有無 処理主体	○最終処分場無 ○民間委託	○最終処分場無 ○民間委託	○最終処分場無 ○民間委託